

納期のお知らせ(12月分)

納付書や口座振替で納めていただく方(普通徴収)

市県民税・・・4期
国民健康保険税・・・6期
介護保険料・・・6期
後期高齢者医療保険料・・・6期

納期限 12月25日(水)

- 市税などの納付には、「安心！ 確実！ 便利！」な口座振替をご利用ください。
- 納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 収納課(内線236・237)

年金からあらかじめ差し引かれる方(特別徴収)

12月支給の年金から差し引きます。

- ①市県民税
- ②国民健康保険税
- ③介護保険料
- ④後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ ①税務課(内線231)
②健康課(内線271)
③高齢者福祉課(内線277)
④健康課(内線227)

各種相談 (12月15日～令和7年1月14日)

相 談	場 所	期 日		時 間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	12月24日(火)	予約は12月2日(月)から	午前9時30分～正午	地域活動推進課 (内線252)
		1月9日(木)	予約は12月16日(月)から	午後1時30分～4時	
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	12月16日(月)		午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)		午前9時30分～正午 午後1時～3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	1月8日(水)※予約制		午後1時～4時	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎564—0104
夫婦関係・DVなど (予約制) ※女性相談員対応	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。		午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVA ぎょうだ ☎556—9301
人権	忍・行田公民館	1月8日(水)		午後1時30分～3時30分	人権・男女共同 参画推進課(内線 221)
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の 午前10時30分～午後3時30分		午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554—1411
夜間の納付相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)		午後5時15分～7時	収納課(内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	12月17日(火)、1月14日(火)		午後5時15分～7時	水道課☎553—0131

一部の相談についてはメールでの問い合わせもできます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



固定資産税・都市計画税は
1月1日が基準日です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の登記簿または課税台帳に登録されている方に課税されます。このため、売買などを行っていても、年内に所有権移転登記などが済んでいない場合は、前の所有者に課税されますのでご注意ください。

また、家屋を取り壊した場合には、次のとおり手続きを行ってください。

《登記家屋》

①法務局への手続きが完了している場合

法務局から市役所に通知 → 現地確認 →
→ 課税台帳から削除

②法務局への手続きが完了していない場合

市役所に家屋取壊届出書を提出 → 現地確認 →
→ 課税台帳から削除

《未登記家屋》

市役所に家屋取壊届出書を提出 ⇒ 現地確認 ⇒
⇒ 課税台帳から削除

これらの手続きが行われない場合には、家屋の取り壊しが確認できないことがあります。

▶問い合わせ 税務課資産税担当(内線234)

地域計画における地域農業の
担い手を募集します

地域における農業従事者の高齢化や担い手不足が懸念される中、将来にわたって地域の農業を維持していくため、地域の皆さんとの話し合いの下、「地域計画」の策定を進めています。

このたび、地域農業の将来の担い手として地域計画への位置付けを希望される耕作者の方を募集します。

▶担い手のメリット

- 農地中間管理事業の借り手となることができます。
- 国や県の各種補助事業や支援などが活用しやすくなります。

▶そ の 他 担い手の変更については、地域計画の策定後も随時更新します。

▶申し込み・問い合わせ

農政課農業振興担当☎580—3013

令和6年分の確定申告のお知らせ

申告相談される方

次の相談期間に行田税務署で所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される方は、必ず事前に相談日時を電話予約してください。

▶相談期間 令和7年1月6日(月)～2月14日(金)

確定申告される方

確定申告期間中は行田税務署内の確定申告会場へお越しください。なお、入場には入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントからオンラインでの事前発行をご利用ください。

▶確定申告期間 令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

▶予約・問い合わせ 行田税務署☎556—2123(直通)



国税庁LINE
公式アカウント

行田市ファミリー・サポート・センター
の協力会員を募集しています

子育てについて「何かお役に立てれば」と思っている方はいませんか。行田市ファミリー・サポート・センターでは、子育てのサポートをしたい協力会員を募集しています。

▶募集要件

- 市内在住の方
- 心身共に健康で保育の援助活動ができる方

▶主な援助内容

- 保育園、幼稚園、小学校などの開始時間までの子どもの預かり
- 保育園、幼稚園、小学校などの終了後の子どもの預かり
- 学童保育クラブ、習い事などの送迎
- 保護者が冠婚葬祭、学校行事に出席する間の子どもの預かり
- その他子育てのお手伝いの援助
- 午前7時から午後7時(月～金曜日)30分当たり350円
- 上記時間外(月～金曜日)30分当たり400円
- 土・日曜日、祝日、年末年始30分当たり400円

▶謝 礼 同センター(総合福祉会館「やすらぎの里」内)☎550—7620

下水道事業受益者負担金をお支払いの方へ

第3期納期限 12月25日(水)

受益者負担金は、下水道供用開始となった時点で、使用の有無を問わず土地の面積に応じて賦課されます。この負担金の納付には便利な口座振替をご利用ください。また、期限内の納付が困難な場合は、納付相談をご利用ください。

なお、負担金賦課区域内の土地で売買・相続などにより受益者の変更があった場合は、下水道課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課業務担当☎564—0303

▼問い合わせ 環境課☎556—9530

さしあげます

▷A型ベビーカー ▷グローブ(大人用・軟式野球用) ▷洗濯機用ラック
▷水槽 ▷ベビーラック ▷ホットプレート ▷足湯用の桶 ▷キャリーバッグ
(小型犬用) ▷アイロン ▷車用タイヤチェーン ▷ギタースタンド ▷自転車
(27インチ) ▷ソファ(一人掛け) ▷洋服ダンス ▷スチールダンス ▷
スマートリモコン ▷籐椅子 ▷電気保温トレー ▷腹筋ローラー ▷やかん
▷洗濯機 ▷ポールハンガー ▷応接テーブル

ゆずってください

▷掛け時計 ▷置き時計 ▷家庭用ミシン ▷プリンター ▷ベビーサークル
▷ミニ四駆のコース ▷ダイニングテーブルセット ▷鉄瓶 ▷MDプレーヤー
▷コの字型洋服掛け ▷自転車(24～26インチ) ▷DVDプレーヤー
▷パン焼き器 ▷脚立(4段以上) ▷ガスオープン(カセットボンベ) ▷ハン
ドミキサー ▷テレビ(40インチ以下)

不用品情報(無料)

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。なお、登録期間は3カ月です。